

八代地域における人権教育・ 人権啓発の現状と課題

1. 人権教育・人権啓発の現状

(1) 広域的な取り組み

八代地域における組織的な教育・啓発の営みは、1976（昭和51）年の八代同和教育推進協議会の発足に始まり、以来、八代同和教育推進協議会主催の八代地区「同和」教育研究集会や総括学習会には多くの人々が参加し、研究を積み重ねてきています。また、就学前教育部会・学校教育部会・社会教育部会では、同和問題を自らの課題として問いなおし、被差別の側にある人々を中心に据えて教育実践を深めていくよう努力してきました。

部落差別の現実を学ぶ機会として実施される夏期現地研修会は、行政・教育現場・運動団体の三者が一体となり、継続的に取り組まれてきました。八代地域の部落解放運動や同和教育の営み、人権啓発の取り組み等について研修が深められ、参加者にも好評を得ています。教職員の参加が中心となっていますが、行政やPTA等からの参加も年々増え始めています。

また、第27回熊本県「同和」教育研究大会が八代地域で開催されたことを記念して発刊された『ちなもい』は、八代地域全体の人権教育・人権啓発の道標となりました。『ちなもい』の発刊や参加者5,000名に象徴される大会の成功には、行政をはじめ各種団体の協力や支援体制が背景にあります。八代地域の人権教育を広域として推進していく大きな飛躍の年となりました。

(2) 学校教育における取り組み

学校教育では、「基本的人権を尊重し、差別を見ぬき、差別を許さず、差別をなくす教育」が行われてきています。八代地域の学校同和教育は、「課題を負わされた（被差別状況の）子どもに深くかかわる実践」をテーマとして、その深まりに努めてきました。子どものくらしや人間の生きざまを綴った人権文集「みつめる」は毎年発行され、現在では第15集となっています。その後、この人権文集に掲載された作品を教材化した「八代の人権教育教材集『みつめる』」と、その手引書も発行されています。『みつめる』は、八代の地に生まれ育った者が、共に学び合い、互いの人権を尊重し、ふるさとに誇りを持って生きていける社会をめざしてつくられました。こうした取り組みは、八代学校同和教育連絡協議会・八代地区同和教育研究協議会・八代地区高等学校同和教育連絡協議会が連携し進められてきました。

今後とも理論や実践の甘さを克服し、「共にしあわせに生きる」教育実践へと深め、広げていく課題があります。

(3) 社会教育における取り組み

八代地区社会同和教育連絡協議会や各市町村の社会教育課並びに「同和問題啓発推進協議会」等の社会教育部会が中心となって、部落問題をはじめあらゆる差別をなくすための教育・啓発に取り組んできています。

「同和問題啓発推進協議会」等では、加盟各団体主催の講演会や研修会等が定着してきていますが、参加者を増やしていくことや研修手法の工夫等が課題となっています。八代市では、年間5回にわたる人権セミナーや人権フェスティバル等の取り組みが行われています。また、生涯学習課の主催により、八代市総合社会教育推進協議会をはじめ各種団体並びに保育園（所）・幼稚園・学校での家庭教育学級において同和問題の講座を開講しています。

啓発パンフレットは、市町村において12月の人権週間を中心に作成されています。八代市では、児童・生徒の作品や職場での研修内容等を掲載した広報「しあわせ」を発行しています。竜北町では、広報誌「りゅうほく」に毎回1ページにわたり人権に関する事柄を掲載しています。他町村でも、人権に関するコーナーを設定する等の工夫がされたり、各種の啓発物を作成し、さまざまな機会を利用して配布されています。

八代市には、ビデオや16ミリフィルム等の視聴覚教材が備えられ研修教材として活用できるようになっています。他町村でも、同様に啓発用の教材が備えられています。

各市町村においては、街頭での啓発が取り組み、広告塔や看板等が設置されています。また、法務局による人権啓発パレードも行われています。

今後は、教育・啓発の内容や手法を充実させ、より多くの人々に親しまれ、人権意識が高揚するような取り組みにしていきます。

(4)民間団体や企業等の取り組み

民間団体の取り組みとして、部落解放同盟八代市支部・部落解放八代地区共闘会議・八代地区同和教育研究協議会の共催で、「解放塾」が1989（平成1）年より取り組まれてきました。年間5回程度にわたって実施されてきた講座では、

部落差別、在日韓国・朝鮮人差別、環境・公害問題、障害者差別、子どもの権利、平和と人権、ハンセン病患者への差別、男女共生等、さまざまなテーマで人権問題を考えてきました。そして、1997（平成9）年から、八代市でそれまで続けられてきた同和問題講演会と「解放塾」の取り組みを、「人権セミナーやつしろ」へと発展させ実施してきています。

企業や公共機関における啓発としては、八代市生涯学習課が、企業内同和教育研修会等を実施してきています。1997（平成9）年度の研修は、八代市医師会、八代更生病院、建設省八代工事事務所、九州電力（八代営業所、八代電力所）、長崎税関八代支署、八代市郡特定郵便局等で実施されています。また、ハローワークでは、事業主に対して差別選考のない公正な採用についての講習会を行っています。八代市同和問題啓発推進協議会に所属する企業からは、「人権セミナーやつしろ」への参加もあっています。

(5)さまざまな課題への取り組み

八代地域においても、さまざまな教育・啓発活動が取り組まれてきていますが、同和地区の人々をはじめ障害者や女性や外国人等に対する差別事件・事象が起きています。部落問題をはじめあらゆる人権問題の解決をめざした施策の推進がますます重要となっています。

1995（平成7）年に制定された「八代市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例」は、「根本的かつ速やかに差別のない明るい八代市の実現」を目的に掲げています。その後、八代郡のすべての町村においても同様の条例が制定されました。今後は、この条例を生かした積極的な啓発事業と行政施策の充実が求められています。

また、同和地区の人々、女性、子ども、障害者、ハンセン病患者、水俣病等の課題についても取り組みが行われてきましたが、社会の急速

な変化のなかで、新たな人権問題も生じています。これまで積み重ねられてきた同和教育を一層発展させ、すべての人々に法のもとの平等と基本的人権が保障される21世紀へ向けて、新たな道を開く施策が必要です。

2. 人権教育・人権啓発の課題

(1) 同和地区住民と人権

八代地域における同和教育の推進や部落差別解消の取り組みは、1975（昭和50）年から2年にわたる同和地区認定の闘いの結実として生まれました。1977（昭和52）年6月に八代市長が「法律に基づいて同和対策事業を取り組む」と言明し、同年10月に総理府が地区認定を受理したことによって、同和対策事業によるハード面のみではなく、同和教育も大きく前進することになります。

同和対策事業の進展により、同和地区や周辺地域の生活環境改善等には一定の成果がみられ、差別の解消に向けた取り組みも進んできました。しかし、教育、就労、産業等における格差の是正、差別事件・事象や同和対策事業に対する「ねたみ差別」等の心理的差別の解消など、いまだに大きな課題が残されています。

続発する差別事件・事象の中でも、賤称語を使った事例が多く発生し、八代地域における部落差別の根深さが認識できます。特に、1993（平成5）年に起きた差別郵便物事件は、人を辱しめる暴力であり、犯罪と同じであるということを経験においても明らかにしました。

各市町村では、「同和問題啓発推進協議会」等が設立され、同和問題をはじめあらゆる人権問題を解決するためのさまざまな事業が推進さ

れてきました。部落問題に関する意識調査も、八代市（昭和63年、平成7年）と千丁町（昭和62年）で実施され、調査結果を分析し、まとめがなされています。八代市では、「同和問題は自分には関係ない」と考えている人が、6割にも上っています。「自分は差別しない」だけでなく、「他人の差別も許さない」という意識を高めることが必要です。学校での同和教育を6割の人たちが必要だと考えていることは、教育や啓発の成果と考えられます。意識調査の結果は、八代地域の行政や住民が考える課題であるとともに、教育や啓発に積極的に活用する責務があります。

(2) 障害者と人権

障害者差別はいまなお社会の構造や人々の社会意識・価値観などと深く結びつき存在しています。障害者についての理解・認識の不足から障害者やその家族が差別的な言動を受けたり、制度や施設等の不備から社会生活上の困難さや不利益をこうむったりする問題が生じています。また、障害者の高等学校等への進学や就労等の道が非常に狭いものになっている現状があります。

八代地域においては、障害者の自立と社会参加の促進に向け、就学前から多様な教育が営まれてきています。専門機関による相談指導、保育園（所）・幼稚園・学校・地域等における交流教育、保護者への相談支援活動などが行われてきました。また、八代地域の授産施設等では自立に向けたさまざまな活動や地域との交流を図る活動が行われてきています。

障害者差別をなくし、障害者の社会参加を実現するために、あらゆる場での教育・啓発の充実を図るとともに、相談施設や「生きる場・作業所」等の拠点施設づくり、社会活動

参加への支援や障害者のニーズに対応した施策等の充実が必要です。また、障害者の高校進学拡大、八代地域における県立養護学校の設立、企業等への就労拡大などをめざして、保育園（所）・幼稚園・小学校・中学校・高校・養護学校・関係機関・団体・企業等が、連携を密にして障害者の進路保障体制を充実していく必要があります。

障害者が一人の人間として、その尊厳を無条件に認められ、安心して生きることのできる社会の実現のために、個人・地域・行政等が一体となって取り組みを進める必要があります。

(3)高齢者と人権

高齢化社会へと急速に進むなか、「虚弱」「寝たきり」「痴呆」といった状況にある高齢者が増加し、病気や介護等についての不安感が顕在化しています。また、介護を要する高齢者に対して、肉体的虐待や心理的虐待、介護放棄・拒否、病院・介護施設の不足等の問題も生じています。さらには、高齢者の雇用や社会的活動への参加が困難な状況もあります。

八代地域においても、高齢化が急速に進行しています。特に、坂本村・泉村・東陽村では、3割前後の高齢化率となっており、今後も増加の傾向にあります。また、泉村、坂本村、八代市は、高医療費準指定市町村として県の指定を受け、医療費適正化特別対策事業が実施されています。高齢者を八代地域全体で支える仕組みを整備して、急速な高齢化社会に対応していくことが急務となっています。

高齢者が、自身の知識や技能を生かせるような再雇用の促進、安心して生活できるような保障体制が必要です。八代市のシルバー人材センターの取り組みに見られるように、高齢者の「自立支援」に向けた具体的な取り組みも期待されます。また、高齢者の生きがいに関する要望に答える取り組みも必要です。

「寝たきり」や「痴呆」等の高齢者への対策として、ホームヘルパー、訪問看護、ショートステイ等の各種介護サービスの充実、さらに保健サービスの充実、生きがいづくりの推進に取り組む必要があります。また、これらの施策を推進していくための人材の育成も重要となります。介護保険制度が、2000（平成12）年4月から導入されますが、保険料を規定する条例には、各市町村で独自に行なう福祉サービスや、相談窓口、利用者保護制度などを明確に規定し、住民本位の介護システムを実現し、その啓発や適切な運営を図らねばなりません。

高齢者と保育園（所）・幼稚園や小・中・高校との交流を推進したり、高齢者教室等の学習機会の拡大等を通して高齢者の生きがい対策を充実し、高齢者が生きがいを持って安心して暮らすことのできる社会の実現をめざします。

(4)子どもと人権

現代の急速な社会的・経済的發展や学歴偏重の社会意識のなか、学習意欲をなくしたり「物の豊かさ」に埋没している子どもが増えています。また、地域や自然の中での体験が減少したことも、子どもたちの自主性や社会性を育ちにくくさせています。

さらに、学校においては、いじめや体罰、不登校・高校における中途退学等の人権にかかわる重要な問題が生じています。

1989（平成1）年に国連において採択された「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の前文は、「・・・平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべき」であると述べています。この条約をおとなのみならず子どもにも啓発していくことが必要です。鏡町では、子どもの権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助

を促進することを目的とした「鏡町子ども憲章」を制定し、家庭にチラシを配布しています。

また、取り組みの一環として「鏡町子ども議会」「鏡町青少年意見発表会」を開催しています。宮原町では、子どもの視点から町づくりを考えようという「子どもまちづくり会議」の開催が検討されています。

いじめ・不登校問題の早期解決のために関係機関・団体が相互に連携して取り組みが進められています。八代市では不登校児童生徒の適応指導教室「くま川教室」や「ヤングテレホンやつしろ」といった青少年の相談事業も開設されています。また、八代教育事務所内にいじめ・不登校アドバイザーが置かれたり、小・中学校によってはスクールカウンセラーが置かれたり、多くの中学校に「心の教室相談員」が置かれたりするなど、子ども・保護者・教職員に対する相談事業も進められています。また、家庭における幼児虐待問題についても、関係機関・団体による連携と早急な取り組みが求められています。

青少年の薬物乱用や性の商品化が社会的問題となっています。青少年の健全育成のためには、いのちや健康を大切にしようとするおとなや子ども自身の人権感覚が必要です。そのため家庭や地域や学校における教育・啓発も重要となります。

学校週5日制の導入にともない、地域で多様な活動に参加していく機会を増やしたり、新しい視点に基づいた活動を工夫したりすることが求められています。学校では2002（平成14）年から「総合的な学習の時間」が実施されますが、今後は、人権教育の視点に立った学習として検討が行われ、この時間を活用して地域に開かれた学校づくりを推進していくことが求められます。自然との触れ合い、さまざまな人との出会いと交流、職場での体験学習、ボランティ

ア活動、世代間交流等、子どもたちが豊かに生きる力を育む支援が重要となっています。

このような観点から、学校・地域・家庭・行政・企業等が連携をとり、子育て支援社会の創造をめざして組織的に取り組むことが求められています。

(5)女性と人権

現在においても、男と女を支配・従属の関係で意識している人たちも多くなります。

「男らしさ」「女らしさ」にとらわれ、男子に優位性を持たせるような意識や制度も見られます。また、「男は仕事、女は家庭」といった固定化された性別役割の考え方も根強く残っています。さらには、家庭での夫による妻への暴力や職場や地域社会等におけるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）さえもいまだに多く発生しています。

八代市では、各関係機関との連携・調整を図りながら、市民の理解と協力を得て、1994（平成6）年3月に「“男女の自立で共に築く活力あるまちづくり”八代市行動計画」を策定し、それに基づき総合的に男女共同に係る施策を推進しています。男女共同参画推進懇話会や男女共同参画行政推進委員会の活動として、講演会・シンポジウム・セミナーの開催や女性グループネットワーク八代の活動等が取り組まれています。1996（平成8）年1月には男女共同参画宣言都市となり、事業が進められています。

泉村では、庁内委員会や男女共生懇話会等を設置し、総合的・計画的な施策の推進を図っています。今後は、地域住民や各種団体の意識の改革、女性グループの育成、「男女共生懇話会」の設立が必要となっています。

宮原町では、女性フォーラム等の活動も検討され、子育て支援施策等が図られています。

千丁町では、町民の意見を女性問題の視点から求める「女性問題懇話会」を設置しています。また、女性問題を学習する「女性学セミナー」や、女性の視点で町づくりを考える「模擬町議会『まちづくり女性議会』」や「まちづくり女性懇話会」などが開催されています。さらに、女性の社会参画をめざした自主グループ「千丁ウィメンズネットワーク」が活動しています。

八代地域の小・中学校では、性による優位性にとらわれない生き方をするために、男女混合名簿等の取り組みも行われています。

女性に対する差別や人権侵害は、家庭・地域・職場・学校等あらゆる場で起こりうるものです。性差別をなくし、ジェンダーにとらわれず、自由に自分の人生を生きることのできる社会の実現をめざしていきます。

(6)さまざまな人権問題

HIV感染者、ハンセン病患者、水俣病患者等の病気に関する人権侵害があります。

東陽村では、エイズ教育の研究指定を受け、学校や地域が一体となって取り組みを進めてきました。八代市では、1997（平成9）年の「人権セミナーやつしろ」において「ハンセン病と差別を考える」と題した講演が行われました。他町村でも同様の講演が行われてきています。

刑を終えて出所した人が、地域のなかで差別や偏見によって疎外されたり、就労において不利益をこうむったりする状況があります。八代地域では、八代地区保護司会や更生保護婦人会（八代市生涯学習課所管）が、刑を終えた人たちの社会復帰のために啓発活動を行っています。1995（平成7）年には、「免田事件」についての講演会と映画「獄中の生」の上映が取り組まれています。

アイヌ等のマイノリティー（少数民族）に対

する差別の現実や文化・伝統に学ぶ課題があります。宮原町では、中学生対象の人材育成研修として、北海道での宿泊体験学習を実施し、そのなかでアイヌ問題も学習しています。

伝統的な風習や慣習のなかには、大安や吉日、清めの塩、女人禁制、4と9の数を忌み嫌う意識等、差別につながるものが数多く存在しています。これらは、合理的・科学的な根拠がないにもかかわらず、日常生活に深く浸透しています。これらを受容し受け入れる意識や態度が、偏見や差別を温存する要因にもなっています。

「エセ同和」行為は、人々の差別意識を悪用し、私腹を肥やそうとする悪質な犯罪行為です。1994（平成6）年、八代市において「場外馬券売り場設置」反対運動を行っている人たちに対し、「全日本同和事業連盟」を名乗る人物が圧力をかけてくるという事件が起きています。また、同和教育関係の出版物の購入を強要する事件も度々発生しています。八代地域においては、行政・教育現場・運動団体が連携し、「エセ同和」行為に関する問題の解決に努力してきました。今後も、学校・企業・地域社会等への教育・啓発が重要です。

ある特定の地域に対する差別として、沖縄や奄美等の人たちに対する「島差別」や特定の「辺地」に対しての軽視した考え方もいまだに残っています。

また、八代地域の山村部においては、青少年の減少や農林業離れ等により、結婚者の減少、出生数の減少を招いています。この状況が今後も進行すれば、集落の存続危機すら予想され、人権に関わる問題も発生してくることが考えられます。早急に行政施策を講じ、問題解決を図る必要があります。

科学技術の発展に伴い、新たな人権問題も発生しています。

こうしたことから、それぞれの人権問題につ

いて正しい知識と理解を得ることのできるような教育・啓発が重要となっています。

(7)多民族社会と人権

国際化の潮流のなか、日本社会においても、先住民族であるアイヌと在日韓国・朝鮮人並びに中国人などに加えて、近年アジア諸国から入国する外国人が急増し、国籍、民族、文化的に多様化の状況にあります。こうした社会現象は、従来の「日本は単一民族社会である」とした誤った認識から「多民族・多文化社会観」への認識の転換を促しています。

敗戦後、在日韓国・朝鮮人は、基本的人権を奪われ、差別され、生活苦の中を生き抜いてきました。八代地域においては、このような「在日」を生きる人々の思いや戦前の強制連行・強制労働、従軍慰安婦の問題等を「解放塾」や「人権セミナーやつしろ」等で学習してきました。

海外交流体験学習事業として、中学生を対象とした「やつしろ広域少年少女友好の翼」が広域で取り組まれています。八代市では友好都市中国北海（ペーハイ）市との交流を深めるために八代市民使節団の派遣や北海市民使節団の受け入れを行ったり、八代市に在留している外国人のための施設見学等も実施しています。泉村では、青年を対象として中国等への海外研修を実施しています。さらに、八代工業高等専門学校をはじめ民間団体による留学生との交流の取り組みも行われています。また、各市町村では、「外国語指導助手」による外国語教育の充実と地域レベルとしての国際交流の進展を図っています。

八代地域でも、中国やフィリピン等のアジア諸国の人々の外国人登録数が年々増加しています。八代地域の人たちが、地域の文化や伝統に誇りを持ち、外国の文化や習慣を学び、共に理

解しあえるような関係づくりが必要になっています。また、外国人の相談施設・機関の設置等も重要な課題となっています。

(8)情報化社会と人権

情報化社会の急速な進展に伴い、自分の知らないうちに個人の思想信条や情報が調査・収集・使用されたり、それによって個人の自由が侵害されたりする事件や、結婚や就職時において身元を調査されるなどの差別事件・事象やインターネットによる人権侵害が多発しています。これらは、個人の情報が本人の不利益になるように利用されるという極めて悪質な犯罪行為です。

八代市では「八代市情報公開条例」が制定され、1999（平成11）年10月より情報公開制度が実施されています。行政の情報公開制度が重要視されているなか、プライバシーの侵害を防ぐための個人情報の保護は、基本的人権に関わる重要な課題となっています。個人情報にあずかる行政や関係機関の人権認識を高める課題、プライバシーの侵害等に関わる相談窓口の機能化、人権ケースワーカーの育成等が重要となっています。

個人にとって不利益や人権侵害とならないように個人情報が保護され、誰もが安心して生活ができる社会の実現をめざします。

(9)環境と人権

「開発」は、そこに住む住民や環境の問題と背中合わせの関係にあります。「開発」は、環境を破壊し、生態系に大きな影響を及ぼし、公害にまでつながる危険性をはらんでいます。

水俣病は、自然環境を破壊し、多くの生命を奪い、差別を生み出しました。八代地域においては、水俣病に対する偏見や差別が広がるなか、正しい情報を求め、現地に出かけ問題解決

の努力をしていこうとする活動が民間団体を中心としてなされてきました。また、「解放塾」「人権セミナーやつしろ」等の研修会において、「胎児性水俣病」「水俣病の認定闘争」「水俣病に対する差別と環境問題」等についての講演を実施してきました。

産業廃棄物の処理をめぐるのは、環境保護の視点に立って活動している団体や地域があります。また、無農薬や有機栽培の食物に対する関心も高まっています。水資源の確保や水質の安全性に対する関心も高まっており、さまざまな施策と啓発が行われています。球磨川や氷川においては、汚染の防止対策と共に、魚介類の繁殖保護が進められたり、環境美化に関する啓発が行われています。環境保護の取り組みとしては、行政レベルで「清流氷川を取り戻す流域協議会（郡内5町村）」が、民間レベルで「氷川せせらぎの会」が結成され、講演会や流域の清掃事業・水質調査等が実施されたり、竜北町の「島地ホテルを護る会」や坂本村の「たがみホテルまつり」等の自然を取り戻す営みがなされています。宮原町の下水道の普及率は98.6%に達しており、浄化センターで処理しやすい粉石鹸の普及等、水環境に対する関心を高める啓発も行われています。

企業や行政等が、環境保護への確かな認識に基づいた事業や施策を進めると同時に、住民一人ひとりが、自然環境との共存や人権尊重の視点に立って生活するというライフスタイルが求められています。

(10) 平和と人権

戦争は最大の人権侵害であり、差別そのものです。戦争の中にあっては、強者の論理が常にまかり通り、弱者は切り捨てられます。人類は、二度にわたる悲惨な世界大戦を経験したにもかかわらず、核をはじめとした武力を捨て切

れず、紛争はいまだに世界各地で頻発しています。

そのようななかで、わが国は、第二次世界大戦における近隣国に対する侵略性を認め、謝罪を行いました。八代地域でも、八代市の「非核平和都市宣言」や鏡町や竜北町の「非核平和町宣言」に見られるように、非核三原則を生活の中に生かし、核兵器廃絶を訴える宣言が行われています。また、戦後50年を節目として様々な取り組みが行われ、平和を願う諸行事、被爆体験を語る会等、平和の実現に向けた活動がなされてきました。民間団体の取り組みとしては、1989（平成1）年に「アパルトヘイト否（ノン）！国際美術展」を開催したのを契機に、「人権平和テーブル」という団体が生まれ、各地で「平和のひろば」等の取り組みを行ってきました。

その後も、人権や平和を考えるさまざまなイベントが開催されたり、「戦後50年・平和を考えるみんなのつどい in 八代」も行われました。この取り組みから、東陽村では影絵グループ「かごの実」が結成され、平和を願う活動が始まりました。

学校では、長崎・広島・沖縄等への修学旅行を中心として、平和教育が取り組まれてきました。宮原町では、小学生を対象とした人材育成研修として、沖縄県で体験学習を実施し、その中で平和問題を学んでいます。

また、八代地域には戦争や平和に関する多くの教材があり、聞き取り等がなされてきました。

今後も、人間としての平等、尊厳、自由が、すべての人に保障される平和な社会の実現をめざして、地域総体として取り組みを行なう必要があります。